

葉山町こども計画の計画変更について（乳児等通園支援事業部分）

令和8年度から「乳児等のための支援給付」が創設されることに伴い、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）が参考資料2のとおり改正され、令和8年4月1日から適用することとしています。

基本指針の改正に関する国の通知に関しては参考資料3のとおりとなっており、市町村子ども・子育て支援事業計画について、乳児等通園支援事業に関する部分に対し必須記載事項として新たに位置付けられるものがあることから、乳児等通園支援事業を実施するにあたっては計画を変更するよう求められています。

● 基本指針の改正内容について（市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項）

1. 各年度における乳児等通園支援の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。
2. 乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載すること。
3. 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供する体制に関する事項を位置付けること。（乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象にしていないことを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進方策を定めること。）

葉山町こども計画上の変更案について

【記載事項の変更について】

1. 各年度における乳児等通園支援の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。

- 各年度における「量の見込み」の算定にあたっては、国の『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』に基づき算出します。

2. 乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載すること。

- 町全体の提供体制の確保にあたっては、保育所、認定こども園、地域型保育事業のみでなく、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所などに対しても事業者説明会を開くなどの働きかけを行い、多様な主体に対しての制度理解を図ることで、円滑な事業参入を促します。

3. 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供する体制に関する事項位置付けること。

- 乳児等通園支援事業者に対し幼稚園・保育園連絡会議等へ出席するよう調整し、教育・保育施設との連携を図ることで、円滑な接続に配慮します。
- 乳児等通園支援事業を幼稚園、認定こども園にて実施する場合には、当該施設を利用していた児童について、3歳到達後も1号認定にて引き続き利用できるような体制を整えるよう、働きかけます。

【量の見込み・確保方策の年度別見込量の変更について】

基本指針の改正に伴い、『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』（以下、『「量の見込み」の算出等の考え方』という。）についても、参考資料4のとおり改訂版ver.3が令和7年9月29日付で発出されています。乳児等通園支援の量の見込みは、「量の見込み」の算出等の考え方に基づき定めることとなっていますが、当該「量の見込み」の算出等の考え方では、「0歳6か月～2歳児の未就園児を対象児童とし、各年度の対象年齢ごとに算出」することとしています。一方で、現行の葉山町こども計画では「0歳～2歳児の未就園児を対象児童として、各年度の対象児童全体で算出」していることから、改めて0歳6か月～2歳児の未就園児を対象児童とし、各年度の対象年齢ごとに算出します。

●現行計画の算出方法

- ① 0歳～2歳児の推計人口 × 未就園率 = 対象児童数
- ② 対象児童数 × 月10時間 = 必要時間数
- ③ 必要時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数月 176時間（8時間×22日）
= 必要定員数

| | | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|---------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 推計人口 | 0歳 | 129 | 126 | 121 | 120 | 119 |
| | 1歳 | 143 | 147 | 143 | 138 | 137 |
| | 2歳 | 146 | 153 | 156 | 153 | 147 |
| 未就園率 | 0歳 | 73.8% | 73.8% | 73.8% | 73.8% | 73.8% |
| | 1歳 | 57.8% | 57.8% | 57.8% | 57.8% | 57.8% |
| | 2歳 | 53.3% | 53.3% | 53.3% | 53.3% | 53.3% |
| 未就園者数 (推計人口 × 未利用率) | 0歳 | 95 | 93 | 89 | 89 | 88 |
| | 1歳 | 83 | 85 | 83 | 80 | 79 |
| | 2歳 | 78 | 82 | 83 | 82 | 78 |
| | 計 | 256 | 260 | 255 | 251 | 245 |
| 必要時間数 | ×10 | 2,560 | 2,600 | 2,550 | 2,510 | 2,450 |
| 必要定員数 | ÷176 | 15 | 15 | 14 | 14 | 14 |

●変更案の算出方法

- ① 0歳6か月～2歳児の推計人口×未就園率=対象児童数
- ② 対象児童数×月10時間=必要時間数
- ③ 必要時間数÷定員一人1月当たりの受け入れ可能時間数月176時間（8時間×22日）
=必要定員数

| | | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|--------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 推計人口 | 0歳 | 129 | 126 | 121 | 120 | 119 |
| | 1歳 | 143 | 147 | 143 | 138 | 137 |
| | 2歳 | 146 | 153 | 156 | 153 | 147 |
| 未就園率 | 0歳 | 73.8% | 73.8% | 73.8% | 73.8% | 73.8% |
| | 1歳 | 57.8% | 57.8% | 57.8% | 57.8% | 57.8% |
| | 2歳 | 53.3% | 53.3% | 53.3% | 53.3% | 53.3% |
| 未就園者数 (推計人口× 未利用率) | 0歳 | 95 | 93 | 89 | 89 | 88 |
| | 0歳6か月～ | 48 | 47 | 45 | 45 | 44 |
| | 1歳 | 83 | 85 | 83 | 80 | 79 |
| | 2歳 | 78 | 82 | 83 | 82 | 78 |
| | 計 | 209 | 214 | 211 | 207 | 201 |
| 必要時間数 (未就園者数 ×10) | 0歳 | 480 | 470 | 450 | 450 | 440 |
| | 1歳 | 830 | 850 | 830 | 800 | 790 |
| | 2歳 | 780 | 820 | 830 | 820 | 780 |
| | 計 | 2,090 | 2,140 | 2,110 | 2,070 | 2,010 |
| 必要定員数 (必要時間数 ÷176) | 0歳 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 1歳 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 2歳 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 計 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |

【変更案】

④ 乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)【地域子育て支援事業:新規】

「乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)」とは、保育所などの利用要件を緩和し、親が就労していなくても時間単位などで子どもを預けられるようにする新たな通園制度です。

【確保方策】

- 先進自治体の取組みを研究し、また地域の保護者の声などを集めながら、令和8年度実施に向けた検討・準備を行います。
- 各年度における「量の見込み」の算定にあたっては、国の『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』に基づき算出します。
- 町全体の提供体制の確保にあたっては、保育所、認定こども園、地域型保育事業のみではなく、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所などに対しても事業者説明会を開くなどの働きかけを行い、多様な主体に対しての制度理解を図ることで、円滑な事業参入を促します。

【年度別見込量】

(単位:人日)

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 0歳 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 1歳 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 2歳 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 合計 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 確保方策 | 0歳 | - | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 1歳 | - | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 2歳 | - | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 合計 | - | 13 | 13 | 13 | 13 |

【教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策】

- 乳児等通園支援事業者に対し幼稚園・保育園連絡会議等へ出席するよう調整し、教育・保育施設との連携を図ることで、円滑な接続に配慮します。
- 乳児等通園支援事業を幼稚園、認定こども園にて実施する場合には、当該施設を利用していた児童について、3歳到達後も1号認定にて引き続き利用できるような体制を整えるよう、働きかけます。

【現行】

④ 乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)【地域子育て支援事業:新規】

「乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)」とは、保育所などの利用要件を緩和し、親が就労していなくても時間単位などで子どもを預けられるようとする新たな通園制度です。

【確保方策】

- 先進自治体の取組みを研究し、また地域の保護者の声などを集めながら、令和8年度実施に向けた検討・準備を行います。

【年度別見込量】

(単位:人日／年)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 15 | 15 | 14 | 14 | 14 |
| 確保方策 | - | 15 | 15 | 15 | 15 |